

中心街に新規出店する方を支援します

平成31年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金のご案内

◆事業の概要

第3期八戸市中心市街地活性化基本計画に掲げる「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」、「起業家支援と魅力ある商店街・オフィス街づくり」などの目標達成に資するため、空き店舗・空き床の改装工事等に要する経費の一部について、補助金を交付します。

◆補助の要件

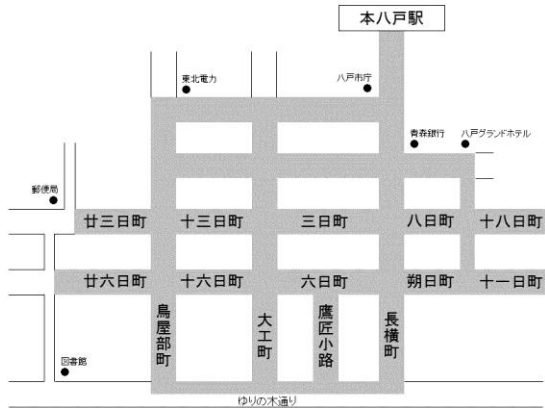
区分	要件
1 補助対象となる空き店舗・空き床	市中心商店街のうち特定の道路（裏面参照）に面した店舗若しくは事業所又は建物内の各フロアの空き床で、3か月以上継続して利用されていないもの
2 補助対象者	上記区分1の空き店舗・空き床に新規に店舗等を出店する事業者
3 補助対象事業	上記区分1の空き店舗・空き床に新規出店するにあたり、改装工事を行うもの
4 補助対象経費	内装、外装、給排水衛生設備、空調設備、サイン、電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む）
5 補助金額	補助対象経費の3分の1以内の額（千円未満の端数は切り捨て） 上限：200万円 ※予算の都合により、全ての希望者に補助金が交付できるとは限りませんのでご了承ください。
6 主な要件	(1)空き店舗・空き床に新規出店するにあたり、改装工事を行うもの。 (2)新規出店する店舗等において従事する労働者が、延床面積100㎡以上の空き店舗等にあつては2名以上、100㎡未満の空き店舗等にあつては1名以上。 (3)小売業、飲食サービス業及びコミュニティビジネス等顧客の利便性向上又は顧客の誘引に資する施設として利活用される事業。 (4)営業時間は、正午までに開店し、かつ、午後6時以降に閉店するもの（ただし、飲食店にあつては午前11時から午後4時までの間の3時間以上の営業を含む、1日6時間以上の営業）であつて、週5日以上営業し、通年営業するもの。 (5)直近3か年分の市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人市民税を滞納していないこと。 (6)法令等の規定により許認可等を要する業種にあつては、当該許認可等を受け、かつ、現にそれが有効であること。ただし、未だ事業を営んでいない者にあつては、現に許認可等の申請中であつて、許認可等の取得が確実であると見込まれるもの。 (7)補助金の交付が終了した後も2年以上の継続的な営業が見込まれるもの。 (8)空き店舗・空き床が存する商店街団体等の構成員となり、地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。 (9)原則として、中心市街地以外から出店するもの（裏面参照）。 (10)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員に該当しておらず、また関与等もしていないこと。

◆申請について

下記書類を揃えてまちづくり文化推進室（市庁別館6階）に提出してください。

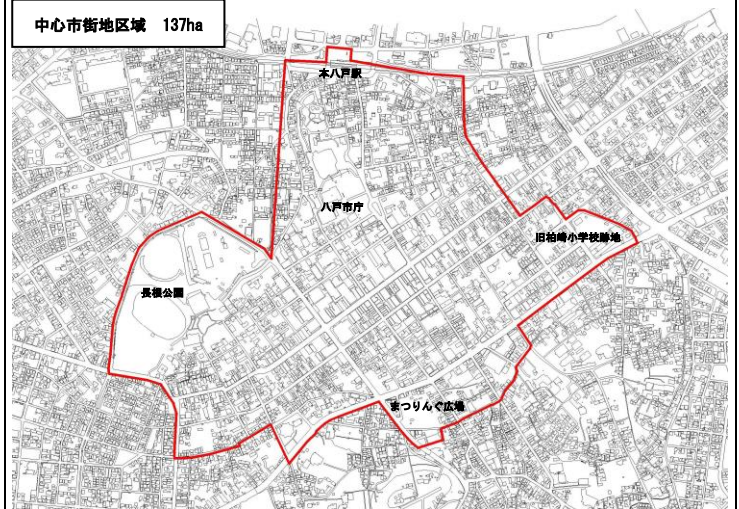
- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 【法人の場合】定款、規約、会則等の写し
- (3) 【法人の場合】役員名簿及び構成員名簿
- (4) 事業計画書（第2号様式）
- (5) 収支予算（精算）書（第3号様式）
- (6) 見積書又は設計書、位置図、各種図面等 ※写し可
- (7) 許認可等証書若しくはその申請書類の写し
- (8) 申請前3か月以内に取得した住民票（法人にあつては、登記事項証明書）
- (9) 上記6(5)に規定する税に係る直近3か年分の納税証明書（本社機能を有する事業所の所在地が市外の場合にあつては、当該事業所の存する所在地の納税証明書）又は当市の市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（第4号様式）
- (10) 【法人の場合】直近2か年分の法人等の経営状況を示す書類（貸借対照表、損益計算書等）
- (11) 誓約書（第5号様式）
- (12) その他市長が必要と認める書類

◆補助の要件 1 に定める道路（網掛け部分）



○空き店舗の情報は、(株)まちづくり八戸のホームページをご覧ください。 <http://8town.co.jp/>

◆補助の要件 6(9)に定める区域



○詳細については図面により確認いたしますので、お問い合わせください。

◆補助金交付スケジュール

※申請前の条件確認・スケジュール調整等、八戸市まちづくり文化推進室にてご相談をお受けしております。

申請期限	平成 31 年 12 月 27 日（金）
審査	補助金交付申請書の提出後、審査委員会が事業内容について審査します。 （おおむね 2～3 週間を要します）
交付決定	審査委員会の審査結果に基づき、対象事業を市が決定します。
賃貸借契約	交付決定者で賃貸借契約を必要とする場合は、交付決定日から起算して 30 日以内に、賃貸借契約書の写しを提出してください。
工事着手	交付決定日から起算して 60 日を経過する日又は平成 32 年 3 月 1 日のいずれか早い日までに工事請負契約を締結し、平成 31 年度内に改装工事を完了させてください。 契約締結後、速やかに当該契約書の写しを提出してください。 ※着手は交付決定後となりますが、申請後やむを得ない事情がある場合はご相談ください。
実績報告	改装工事完了の日から起算して 30 日を経過する日又は平成 32 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。工事代金を支払った際の領収書及び工事写真の添付等が必要となります。
確定	実績報告書等の書類、現地確認等を実施し、適正に実施していると認められた場合、確定します。
営業の開始	改装工事が完了した日から起算して 30 日以内に営業を開始してください。
補助金交付	営業を開始した日から起算して 10 日後に営業が継続していることを確認した後、請求書を提出していただき口座振込となります。

◆審査

補助金の交付の決定に際し、審査委員会において審査を行います。

主な審査項目

波及性 個店の戦略性 市場性・参入準備
話題性・独自性 事業の継続性
協調性・適応性 経営者（企業）の資質

◆注意事項

- (1)次に該当する場合は補助金を交付できません。
 - ・フランチャイズチェーン又はチェーンストアによる事業
 - ・政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
 - ・公序良俗に反するもの
 ※国・県・市等の他の補助金を受ける場合、その補助対象経費として計上される部分の経費については、当事業の補助対象外となります。
- (2)次に該当する場合は、補助金の交付を取り消し、また、既に補助金が交付されている場合は補助金の全額返還及び加算金が生じます。
 - ・偽りその他不正の手段により当該補助金の交付を受けた場合
 - ・空き店舗・空き床解消事業により営業を開始した店舗等の営業期間が 2 年未満となった場合
- (3)補助金の交付を受けた事業者は、毎年 1 回中心商店街空き店舗・空き床解消事業に係る現況届を提出していただきます。（2 年間）

※1 各種様式は市ホームページからダウンロードできるほか、まちづくり文化推進室にてお渡ししております。

※2 建築基準法、消防法による届出が必要な場合がありますのでご注意ください。

（問い合わせ先：建築基準法…八戸市建築指導課Tel43-9438、消防法…消防本部予防課Tel44-2133）

【問合せ先】 八戸市 まちづくり文化スポーツ部 まちづくり文化推進室（市庁別館 6 階）

電話：0178-43-9426 FAX：0178-41-2302 E-mail：machi@city.hachinohe.aomori.jp